

## 年金・給付金等を「もなく・スムーズに」お受け取りいただくために

### 年金・給付金等の代理請求

■寝たきりや認知症等で意思表示ができない、またはガンの病名告知がされていないなどの特別な事情で、ご請求者さまが年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができないときに、あらかじめ指定された代理人がご請求者さまに代わって請求できる制度があります(指定代理請求制度)。

■被保険者さまの配偶者・直系血族・3親等以内の親族などが代理人になります。

詳しいお手続きは三井住友海上あいおい生命の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

認知症で意思能力が低下し、意思表示ができない場合



病気やケガで寝たきり状態となり、意思表示ができない場合



「ガン」等の病名を医師から告知されておらず、ご家族のみが病名を知っている場合



#### ■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに効力が成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

#### ■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品ではありません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。



Web約款  
ご契約のしおり・約款

「保険ができるエコ」はじめませんか。



三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。



本冊子の記載内容は、2025年4月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い取扱いが変更となる場合があります。  
生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



[引受保険会社]

[募集代理店]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

[MS]H7050-1 10,000 2025.04.01 (改・一) L30 2025-G-0127(2025.9.2)

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

働けなくなつたとき  
毎月の安心をお届けします

& LIFE  
アンド ライフ

くらしの応援ほけんWセレクト  
ワード

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当

金融機関窓口販売用



⚠ この商品は三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。

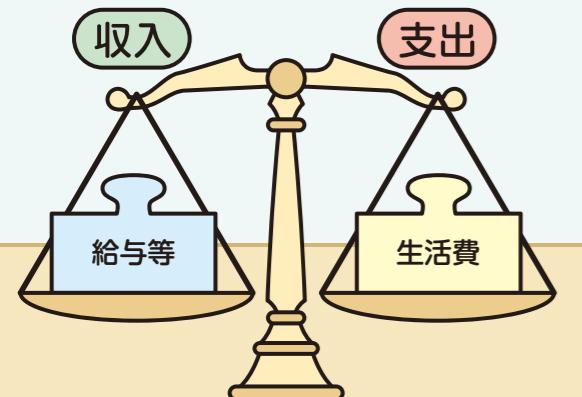
三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」(JCV)へワクチン等の購入費用を寄付します。

# 働けなくなつたとき、あなたやご家族の生活はどうなるのでしょうか？

## 健康で元気なときは…



健康で元気なときは、給与などの収入で生活を支えています



要介護状態・障害状態  
今までのように働けなくなつて



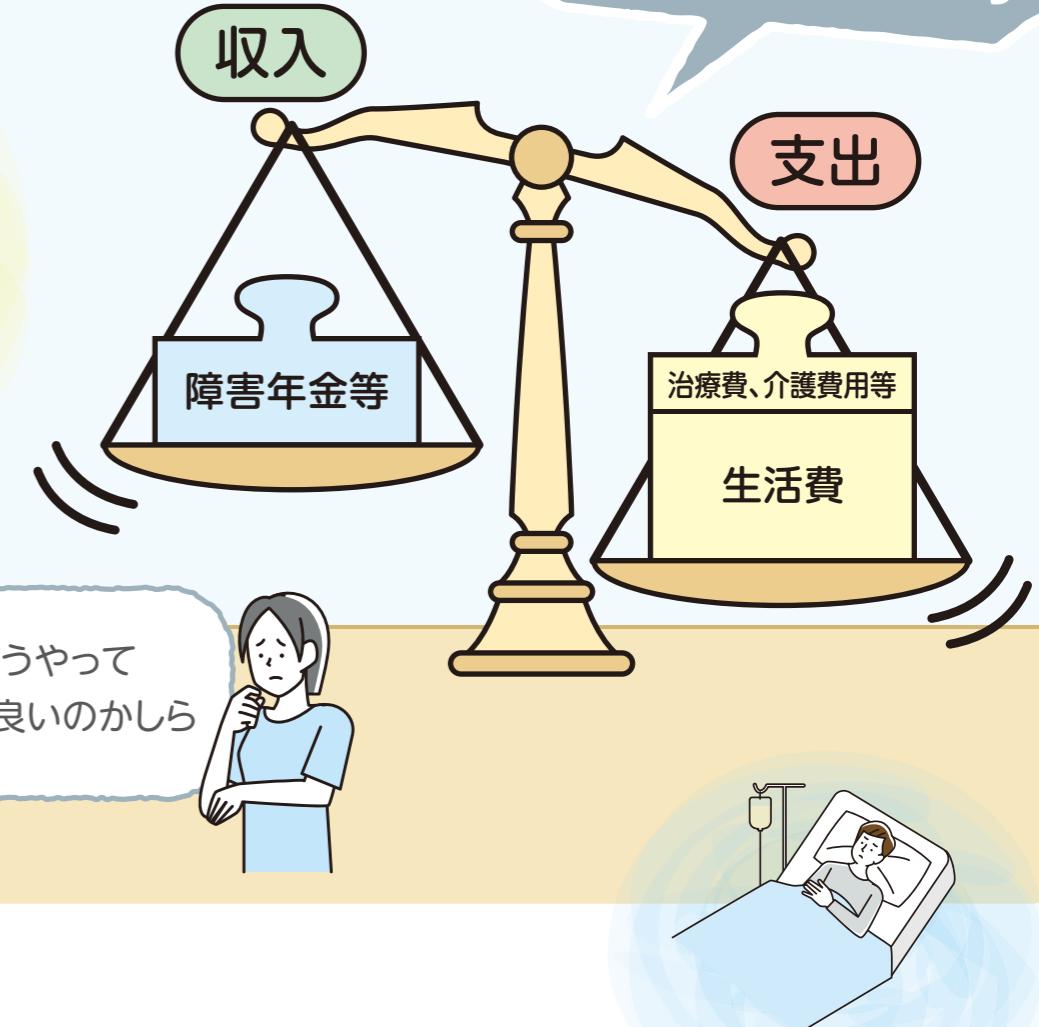
介護が  
必要になった

## 働けなくなつてしまつたときは…

等により  
しまうことがあります。



事故等で  
障害が残つた



収入と支出のバランスが  
崩れる可能性があります

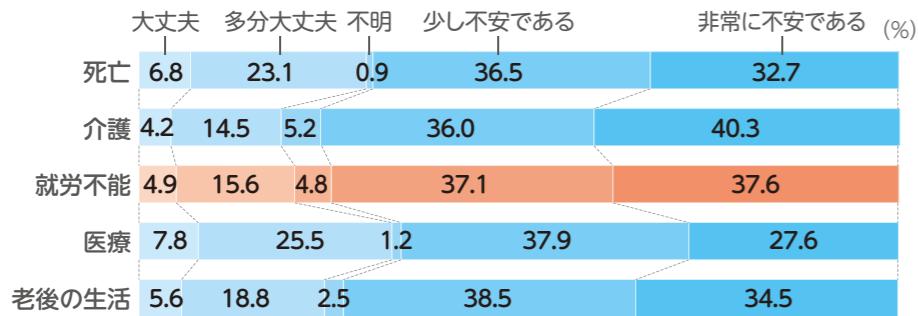
仕事が続けられなくなつたら、  
収入が減つてしまつ…

収入が減つたら、どうやって  
生活費等をまかなえば良いのかしら

## こんなデータがあります

就労不能に対する現在の経済的備えについて、7割以上の方が不安を感じています。  
一方で、準備をしている方は少ないようです。

### ●経済的備えに対する安心感・不安感



※「経済的備えに対する安心感・不安感」のデータのうち、介護は「世帯主または配偶者が要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用に対する経済的備え」、医療は「世帯主が2~3ヶ月入院した場合の健康保険診療範囲外費用に対する経済的備え」

※就労不能は、世帯主の方が無職の場合は無回答

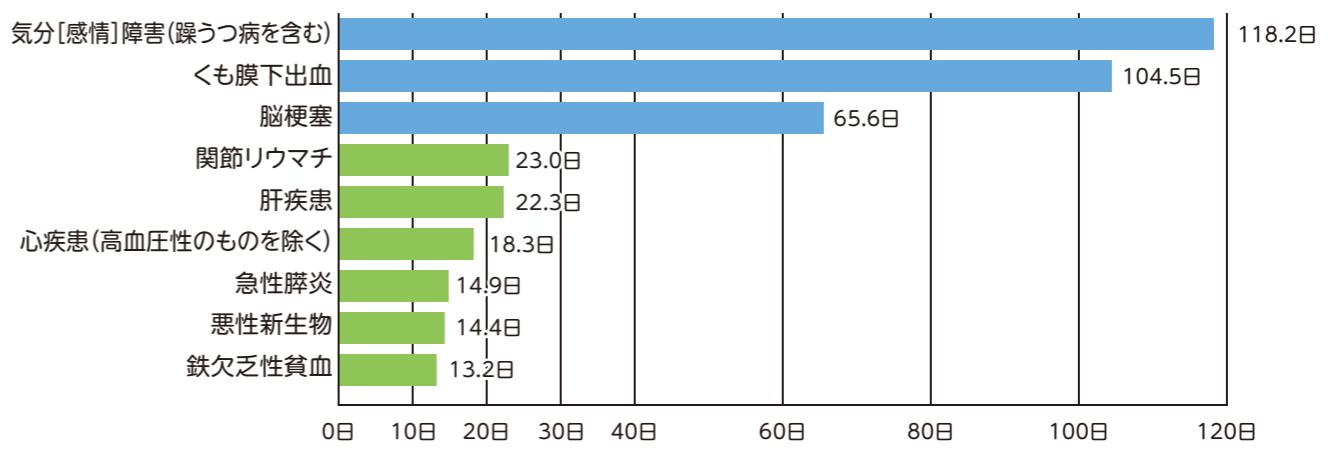
### ●世帯主における生活保障の準備状況 (現在準備していると回答した方の割合)



※複数回答あり  
(公財)生命保険文化センター  
「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」

病気によっては入院が長期におよぶことがあります。

### ●傷病別平均在院日数



長期の入院等により  
働けなくなつてしまうことも…

# 「&LIFE くらしの応援ほけんWセレクトは

※「&LIFE くらしの応援ほけんWセレクト」は「死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当 C型」の販売名称です。

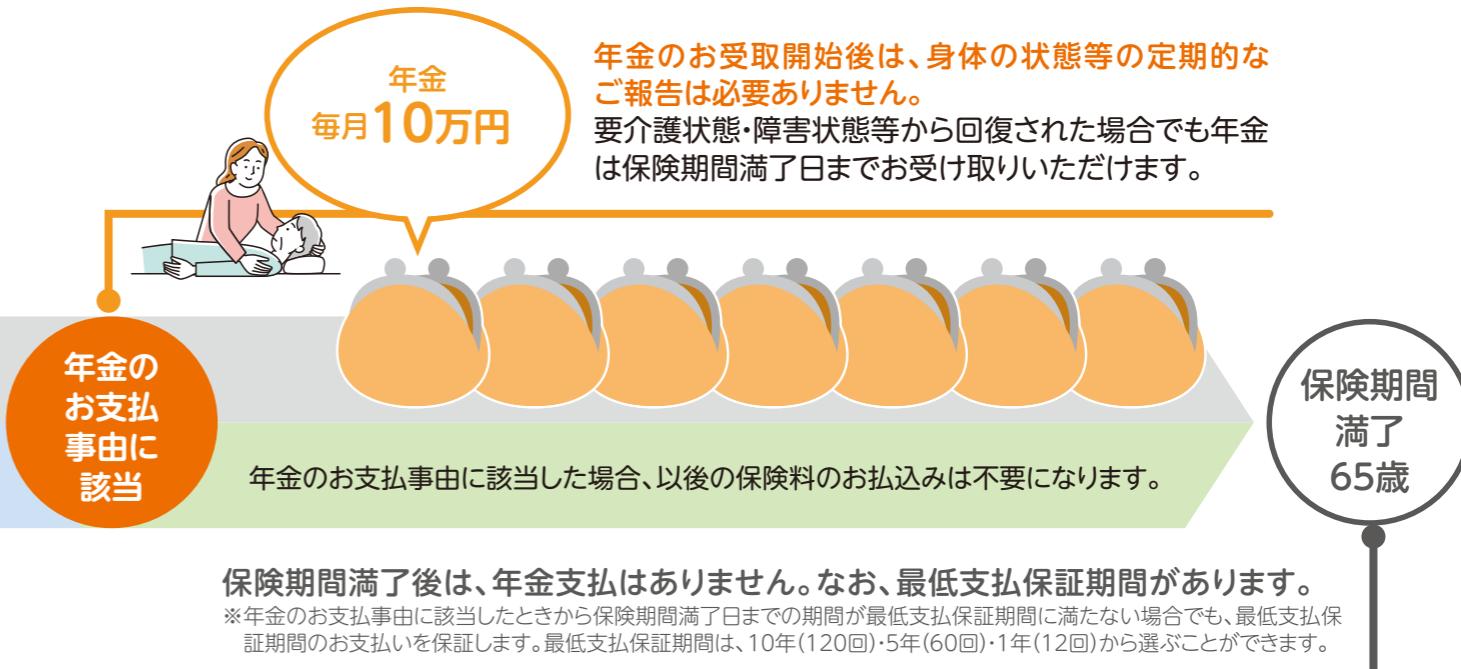
## ご契約例

死亡・介護障害選択型収入保障保険  
(無解約返戻金型)無配当  
■ご契約年齢:30歳  
■保険契約の型:C型  
■基本年金額:10万円  
■保険期間・保険料払込期間:65歳満了  
■最低支払保証期間:5年



※年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いできません。

# 「もしも」のときの収入減少に、年金で備えることができます!



## 主契約

### 収入の減少に備えることができます 詳細は P.5~6

被保険者が保険期間中に以下のいずれかに該当されたとき、保険期間満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。



病気やケガで、約款所定の**高度障害状態**になられたとき

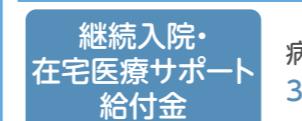
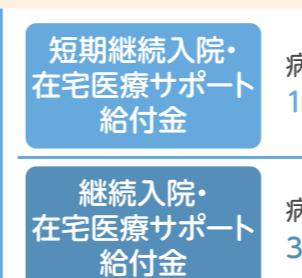
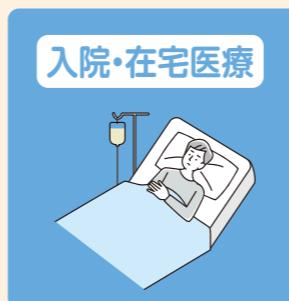


病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき

- ・身体障害者手帳(1級から4級)の交付
- ・国民年金法の**障害等級1級または2級**<sup>注</sup>に認定  
注 障害等級2級は精神の障害等を除きます
- ・公的介護保険制度の**要介護1以上**に認定
- ・約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続と診断確定
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付

### 入院・在宅医療に備えることができます 詳細は P.7~8

年金のお支払い前に以下のいずれかに該当されたとき、一時金をお受け取りいただけます。



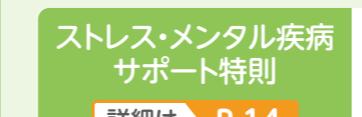
病気やケガで**入院または在宅医療**が  
10日以上継続したとき

病気やケガで**入院または在宅医療**が  
30日以上継続したとき

サポート給付金不担保特則  
を付加した場合

短期継続入院・在宅医療サ  
ポート給付金および継続入  
院・在宅医療サポート給付金  
はお支払いしません。

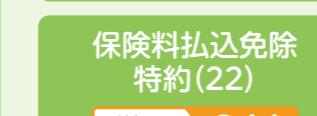
### オプション(特則・特約)



詳細は P.14



約款所定の**ストレス・メンタル疾病**で**入院または在宅医療**が  
30日以上継続したとき、一時金をお受け取りいただけます。



詳細は P.14

初めてガンと診断確定されたとき、  
心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、  
保障はそのまで以後の保険料のお払込みは不要になります。

上皮内ガンも対象

※高度障害年金、介護・障害就労不能年金は、重複してお支払いできません。

※ご契約後、特則のみの解約はできません。

※高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかのお支払事由発生後、各年金の受取人が死亡された場合は、受取人の死亡時の法定相続人に各年金を  
お支払いします。

※保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※&LIFE くらしの応援ほけんWセレクトには、死亡されたときの保障はありません。年金のお支払事由に該当する前に死亡された場合、保険契約は消滅します。

# お支払いできる場合(お支払事由)

●年金のお支払事由に該当したときには、[以後の保険料のお払込みは不要になります。](#)

## 年金・給付金

## お支払いできる場合(お支払事由)

<b>高度障害年金</b>	<p>病気やケガで、約款所定の<b>高度障害状態</b>になられたとき</p>	<b>三井住友海上 あいおい生命基準</b>	<p>約款所定の高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。</p> <p><b>病気やケガを問わず</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●両眼の視力をまったく永久に失ったもの</li> <li>●言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの</li> <li>●両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li> <li>●両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</li> </ul>	<p>●1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの</p> <p>●1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>●中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p>																		
<b>介護・障害 就労不能年金</b>	<p>病気やケガで、身体障害者福祉法にもとづく<b>障害の級別1級から4級</b>までの障害に該当し、<b>身体障害者手帳</b>が交付されたとき</p>	<b>公的制度連動</b>	<p>各公的制度連動基準については、P.9～10をご覧ください。</p>	<p>約款所定の日常生活介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。</p> <p>(1)「日常生活動作表」の①～⑤のうち<b>1項目以上が全部介助または一部介助</b>に該当する状態</p> <p>(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態</p>																		
<b>右記のいずれかに該当されたとき</b>	<p>病気やケガで、国民年金法にもとづく<b>障害等級1級または2級<sup>注</sup></b>の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>注 障害等級2級は精神の障害等を除きます</p>	<b>公的制度連動</b>	<p>【日常生活動作表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全部介助</th> <th>一部介助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。</td> <td>補装具等を使用しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>衣服を工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。</td> <td>食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。</td> <td>特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	全部介助	一部介助	① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。	② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。	③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。	④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。	⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。	<p>約款所定の日常生活介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。</p> <p>(1)「日常生活動作表」の①～⑤のうち<b>1項目以上が全部介助または一部介助</b>に該当する状態</p> <p>(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態</p>
項目	全部介助	一部介助																				
① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。																				
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。																				
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。																				
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。																				
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。																				
<b>満65歳未満の被保険者について、病気やケガで、約款所定の<b>日常生活介護状態</b>が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき</b>	<p>病気やケガで、公的介護保険制度に定める<b>要介護1以上</b>の状態に該当していると認定されたとき</p>	<b>公的制度連動</b> (40歳以上)	<p>【日常生活動作表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全部介助</th> <th>一部介助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。</td> <td>補装具等を使用しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>衣服を工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。</td> <td>浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。</td> </tr> <tr> <td>④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べことができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。</td> <td>食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。</td> <td>介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。</td> <td>特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	全部介助	一部介助	① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。	② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。	③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。	④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べことができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。	⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。	<p>約款所定の日常生活介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。</p> <p>(1)「日常生活動作表」の①～⑤のうち<b>1項目以上が全部介助または一部介助</b>に該当する状態</p> <p>(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態</p>
項目	全部介助	一部介助																				
① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまつても、誰かに支えてもらつても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難。																				
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難。																				
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。																				
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べことができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。																				
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。																				
<b>病気やケガで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく<b>障害等級1級</b>の状態に認定され、<b>精神障害者保健福祉手帳</b>が交付されたとき</b>	<p>病気やケガで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく<b>障害等級1級</b>の状態に認定され、<b>精神障害者保健福祉手帳</b>が交付されたとき</p>	<b>公的制度連動</b>	<p>※保険期間を通じて解約返戻金はありません。</p> <p>※高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかを保険期間満了(最低支払保証期間を含む)までお支払いした場合、保険契約は消滅します。</p> <p>※高度障害年金、介護・障害就労不能年金は、重複してお支払いできません。</p> <p>※国民年金法、介護保険法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律またはその他関連する法令等の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、年金のお支払事由を法令等の改正に適した内容に変更することがあります。</p>	<p>※&amp;LIFE ぐらしの応援ほけんWセレクトには、<b>死亡されたときの保障はありません</b>。年金のお支払事由に該当する前に死亡された場合、保険契約は消滅します。</p> <p>※高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかのお支払事由発生後、各年金の受取人が死亡された場合は、受取人の死亡時の法定相続人に各年金をお支払いします。</p>																		

# お支払いできる場合(お支払事由)

## 年金・給付金

## お支払いできる場合(お支払事由)

短期継続入院・ 在宅医療サポート 給付金	病気やケガで入院または在宅医療が10日以上継続したとき	お受取額は「 <b>基本年金月額×0.5</b> 」となります。 (保険期間通算10回限度) お受け取りイメージは → <b>P.17 Q1</b>	サポート給付金不担保特則を付加した場合 付加することで保険料が下がります 短期継続入院・在宅医療サポート給付金および 継続入院・在宅医療サポート給付金は <b>お支払いしません</b> 。
継続入院・ 在宅医療サポート 給付金	病気やケガで入院または在宅医療が30日以上継続したとき	お受取額は「 <b>基本年金月額×6</b> 」となります。 (保険期間通算10回限度) お受け取りイメージは → <b>P.17 Q1</b>	



●在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等で治療に専念する  
び救急患者連携搬送料を除く)の算定対象となる診療行為が対象となります。

●退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は、入院または在  
●美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入  
対象外です。

ことをいい、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料(往診料、救急搬送診療料およ

お支払対象となる在宅医療は → **P.18 Q2**

宅医療が継続しているものとみなします。

院または在宅医療は、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払

※サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>中に、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。詳しくは、P.17 Q1をご覧ください。

※サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了日以前に開始した入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。

ただし、その入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間<sup>注</sup>満了日の翌日から起算し、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いします**。詳しくは、P.17 Q1をご覧ください。

注「サポート給付金支払対象期間」とは、継続入院・在宅医療サポート給付金をお支払いする場合の、継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した日からその5か月後の月単位の応当日(応当日のないときはその月の末日)までの期間をいいます。

※法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。

※年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は**お支払いできません**。

# 公的制度連動基準について

要介護状態・障害状態等になつ  
そのため、いざれかしか認定さ

の部分は介護・障害就労不能年金のお支払事由に該当します(障害年金における障害等級2級は精神の障害等を除く)。

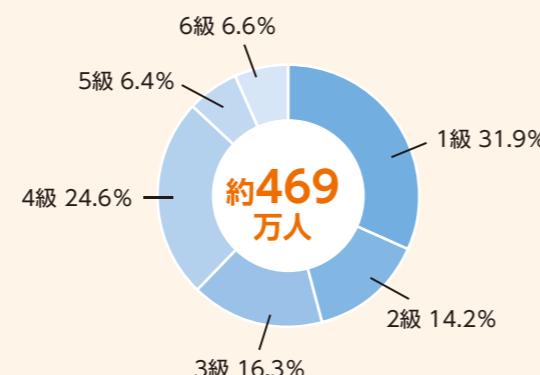
## 身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは、病気やケガで所定の障害に認定されたとき交付されるもので、交付されると各種福祉サービスの提供を受けることができます。身体障害者手帳は「身体の機能がどれだけ制限されるか」という基準により等級が決まります。

上肢(手や腕など)に障害がある場合の例

症状 重	6級 一上肢のおや指の機能の著しい障害
5級	両上肢のおや指の機能の著しい障害
4級	両上肢のおや指を欠くもの
3級	両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
2級	両上肢のすべての指を欠くもの
1級	両上肢を手関節以上で欠くもの

■身体障害者手帳の交付数(18歳以上)



厚生労働省「令和5年度 福祉行政報告例」

## 障害年金(国民年金・厚生年金)について

障害年金とは、病気やケガで所定の条件になった場合に支給される公的年金の1つです。障害年金は「働くことや日常生活を送る上でどれだけ支障があるか」という基準により障害等級が決まります。

制度のイメージ

〈会社員・公務員等の場合〉 〈自営業者等の場合〉

症状 重	3級 労働が著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加える必要がある状態 障害厚生年金	2級 家庭内の極めて温かな活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態 障害厚生年金 + 障害基礎年金	1級 他人の介助がなければほとんど日常生活を送ことができない状態、たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態 障害厚生年金 + 障害基礎年金
症状 重			
症状 重			

注 介護・障害就労不能年金のお支払事由において、障害等級2級は精神の障害等を除きます。

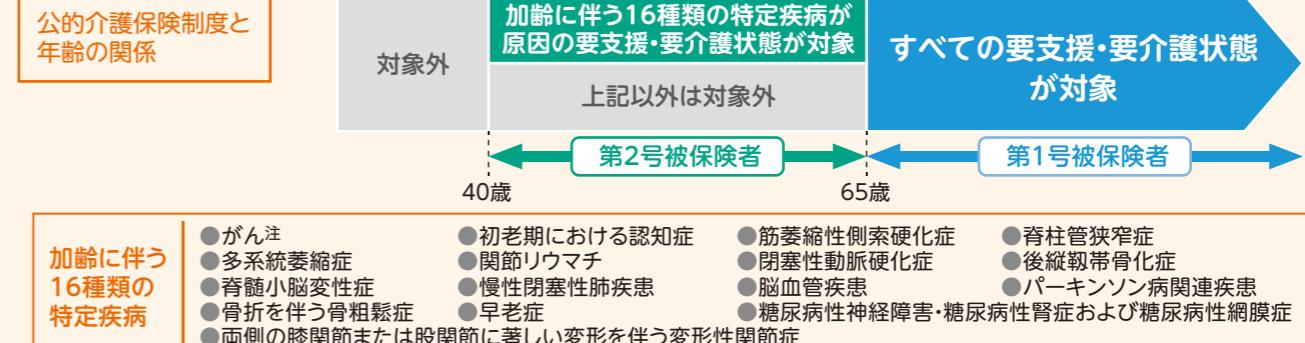
たときの公的な保障はさまざまですが、認定基準はそれぞれ異なります  
れないケースもあれば、複数の制度に認定されるケースもあります

## 公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、病気やケガで介護が必要と認定された場合、費用の一部を支払って介護サービスを利用することができる制度です。

- 要支援1 日常生活は一人でできるが、家事など一部において見守りや手助けが必要
- 要支援2 日常生活はほぼ一人でできるが、歩行や入浴など支援を必要とする場面が多い
- 要介護1 基本的に日常生活は自分でできるが、排泄や入浴時等に見守りや介助が必要
- 要介護2 立ち上がりや歩行が自力でできない場合が多く、食事や排泄、入浴等に介助が必要
- 要介護3 立ち上がりや歩行、排泄や入浴、着替え等、日常生活にほぼ全面的な介助が必要
- 要介護4 日常生活全般にわたり、介助なしでは日常生活が困難
- 要介護5 介助なしでは日常生活を送ることが不可能。基本的に寝たきりの状態

公的介護保険制度では、40歳未満の方は給付の対象外です。  
また、40~64歳の第2号被保険者は要介護認定の対象となる原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護支援が必要と認められた場合に対象となります。



注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

## 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認定されたとき交付されるもので、交付されると各種福祉サービスの提供を受けることができます。対象となる精神障害の種類はすべての精神障害で、次のようなものが含まれます。

- 統合失調症
- うつ病、うつうつ病などの気分障害
- てんかん
- 高次脳機能障害 等

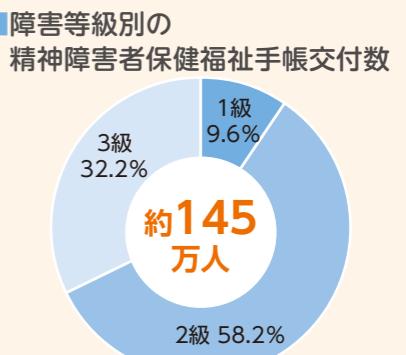
症状 重	3級 精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
症状 重	2級 精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
症状 重	1級 精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

障害等級1級とは以下のような状態を指します。

- 入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。
- 在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付け等の家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。

厚生労働省「令和5年度 衛生行政報告例の概況」

※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2025年4月時点のものです。



# お受取例・認定事例

## お受取例

### ご契約例

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当  
ご契約年齢:30歳 保険契約の型:C型 基本年金月額:10万円  
保険期間・保険料払込期間:65歳満了 最低支払保証期間:5年

### 身体障害者手帳4級に認定 言語障害(脳梗塞) 30代

33歳のときに、手足のしびれと、ろれつが回らず言葉が出ない症状が突然現れ、心配した家族が救急車を呼ぶ。脳梗塞と診断され35日間入院。その後、リハビリの結果ほぼ正常に歩けるようになったが、言語機能に後遺症が残る。34歳のときに人の会話の内容は理解できるものの、明瞭な言葉の発声ができない状態となり、身体障害者手帳の4級と認定され、身体障害者手帳の交付を受けた。

[監修] 株式会社セールス手帖社保険FPS研究所



給付金のお支払事由に該当  
35日間入院

年金のお支払事由に該当  
身体障害者手帳(4級)の交付



## 国民年金法の障害等級2級 の認定事例

### 心疾患による障害(心筋梗塞) 40代

ある日突然、胸の痛みに襲われ入院。心筋梗塞と診断され、血管を広げる治療を受けた。退院後仕事に復帰したが、再度入院。動悸、呼吸困難、息切れ、浮腫等の症状があり、退職。1日の半分以上は横になっており、身のまわりのことは家族の援助が必要な状態となり、障害等級2級と認定された。



### 腎疾患による障害(腎疾患) 30代

健康診断で高血糖を指摘されたが、放置していた。その後、糖尿病と診断され、食事療法等を行うが疲労感や倦怠感を感じるようになった。血糖と血圧のコントロールを行ったが腎機能が低下。週3日は会社を早退し、人工透析が必要な状態となり、障害等級2級と認定された。



[監修] YORISOU社会保険労務士法人 松山純子

## 公的介護保険制度の要介護1 の認定事例

### 脳梗塞 50代

脳梗塞を発症し入院。その後リハビリを行い、退院した。リハビリの甲斐があり、立ち上がるときや片足で立つときに多少の助けが必要な状態まで回復し、要介護1に認定された。また、在宅での自立した生活を継続するために、手すりの取り付けを行った。



### 関節リウマチ 50代

関節リウマチにより手足の指に、こわばり、疼痛、しびれ、熱感がある。歩行時に不安定になり、重いものを持つことができないため、買い物や洗濯等の一部介助が必要となり、要介護1と認定された。



[監修] YORISOU社会保険労務士法人 松山純子

## その他の認定事例

### 身体障害者手帳4級 の認定事例

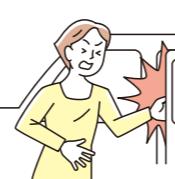
#### 大腸ガン 40代

お腹の張りや便通の悪さを感じるときがあったものの、特に治療は考えず過ごす。健康診断の便潜血検査で陽性となり、その後精密検査で直腸ガンと診断され、転移はなかったものの、ガンの大きさと位置から肛門温存は難しい状態。直腸切断術を行い、消化管ストーマ(人工肛門)を設置した。日常生活と仕事への大きな影響はないものの、ストーマの管理に若干慣れないところがある。



#### 上肢(指)の障害 30代

車のドアが閉まる際、誤って左手の親指と人差し指をはさんで切断し、救急搬送される。命に別状はなかったものの、切断した指の機能は戻らず、生活や仕事に差し支える状態となった。負傷前後で日常生活に大きな変化はないものの、両手を使った作業や物を運ぶときに制限を受ける場面もある。



## 精神障害者保健福祉手帳1級 の認定事例

### うつ病 40代

実家の父親が認知症を発症し、介護の対応にも追われていた。余裕のない生活を送るうち自身も体調を崩し、思うように行動できなくなつた。心療内科でうつ病と診断され、通院等が1人ではまったくできない。



### 高次脳機能障害 50代

起床時に激しい頭の痛みに襲われ、意識を失い救急搬送。脳出血と判断して手術を行い、一命を取り留める。退院後は高次脳機能障害の後遺症により、家族でもコミュニケーションを取るのが難しく、記憶力の低下も著しいため、常に介護を要する状態。



[監修] 株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

※各公的制度の認定は症状等から総合的に判断されるため、本パンフレットに記載されているものと同様の事例でも認定の結果が異なる場合があります。  
※本パンフレットに記載している事例は2025年4月時点のものであり、各公的制度の改正等により認定基準が変更になった場合、上記と同様の事例でも認定の結果が異なることがあります。

## お受取方法

### 年金のお受取方法をお選びいただけます

高度障害年金、介護・障害就労不能年金はいずれも、毎月所定の年金を受け取る方法のほか、年金を一括で受け取る方法もあります。

ただし、年金を一括で受け取るときの金額は、毎月所定の年金を受け取るときの受取総額とは異なります。

具体的な金額は年金のご請求手続きの際にお問い合わせください。

#### ご契約例

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当  
ご契約年齢:30歳 保険契約の型:C型 基本年金月額:10万円  
保険期間・保険料払込期間:65歳満了 最低支払保証期間:5年  
お支払事由に該当した年齢:40歳(ご契約から10年1か月目)

#### 受取方法1 年金受取

●保険期間満了まで、毎月所定の年金をお受け取りいただけます。

毎月10万円 × 12か月 × 25年

毎月 10万円	毎月 10万円	毎月 10万円	毎月 10万円	.....	毎月 10万円
40歳					65歳満了

年金受取総額  
3,000  
万円

#### 受取方法2 一括受取

●年金のお支払事由に該当されたとき、将来お受け取りいただく年金の現価相当額  
約2,764万円を一括でお受け取りいただけます。

約2,764  
万円

40歳

※年金の一括受取をした場合には、保険契約は消滅します。

年金一括受取額  
約2,764  
万円

#### 受取方法3 一部一括受取

●おさまの大学進学時など、任意のタイミングで残りの年金を一括でお受け取りいただけます。

毎月10万円 × 12か月 × 15年

毎月 10万円	毎月 10万円	毎月 10万円	毎月 10万円	.....	約1,168 万円
40歳					55歳 (ご契約から25年1か月目)

受取総額  
約2,968  
万円

●初めてまとまった資金が必要なとき、将来お受け取りいただく年金の一部を一時金で、残りの金額を毎月の年金でお受け取りいただけます。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、お支払事由が発生し年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます(三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合に限ります)。

※年金のお受け取りは年金基金設定日(「年金支払特約」を付加した日)の1年後から開始します。

※年金額は、年金基金設定時の基礎率で計算します。

## オプション(特則・特約)について

### ストレス・メンタル疾病サポート特則

付加することで保険料が上がります

約款所定のストレス・メンタル疾病で入院または在宅医療が30日以上継続したとき、ストレス・メンタル疾病サポート一時金をお支払いします。

●在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等で治療に専念することをいい、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料(往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除く)の算定対象となる診療行為が対象となります。

お支払対象となる在宅医療は P.18 Q2

●退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は、入院または在宅医療が継続しているものとみなします。

#### 約款所定のストレス・メンタル疾病とは

ストレス・メンタル疾病サポート特則の保障の対象となる疾病には以下のようないわがあります。

※ストレスやメンタル特有の疾病に限りません。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 気分 [感情] 障害
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- てんかん
- 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
- 更年期障害 等

※ストレス・メンタル疾病サポート一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

※ストレス・メンタル疾病サポート一時金については、年金でお受け取りいただくことはできません。

※次のいずれかに該当した場合、ストレス・メンタル疾病サポート特則は消滅します。

- ストレス・メンタル疾病サポート一時金が支払われたとき。ただし保険契約は存続します。
- 年金のお支払事由に該当したとき(死亡された場合を含みます)。

※同一の被保険者が三井住友海上あいおい生命のストレス・メンタル疾病サポート特則を複数契約することはできません。

※法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、ストレス・メンタル疾病サポート特則のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。

### 保険料払込免除特約(22)

付加することで保険料が上がります

ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、心疾患<sup>注</sup>・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまで以後の保険料のお払込みは不要になります。

- ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定
- 心疾患<sup>注</sup>・脳血管疾患で入院

ご契約

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは  
不要になりますが、保障は継続します。

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

●保険料払込免除特約(22)のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

# 障害年金について

## 働けなくなったとき受けられる 公的保障制度についても知っておきましょう

### 働けなくなったときは…

一定の障害状態になったときには、公的年金制度から障害年金が支給されます。

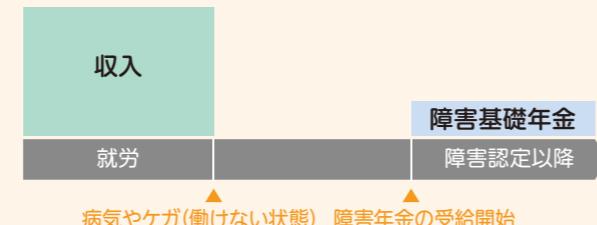
#### ●会社員・公務員等のイメージ



#### 傷病手当金

- 業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算1年6か月にわたり、給与の約3分の2が健康保険等から支給される制度です。
- 一般的に国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金は支給されません。
- 加入している健康保険組合や共済組合等によっては、上記と異なる場合があります。

#### ●自営業者等のイメージ



#### 障害年金

- 障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受給できるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによります。

### 障害年金額早見表

※記載の年金額は、下記の計算条件に基づくものです。職業や収入、ご家族構成によって金額は異なります。

ご本人が受け取ることができるひと月あたりの障害年金額

会社員・公務員等世帯 (障害基礎年金+障害厚生年金) (単位:万円)											
平均標準報酬月額	配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
障害等級1級	20万円	157.4	13.1	181.3	15.1	205.2	17.1	229.1	19.0	237.1	19.7
	30万円	184.1	15.3	208.0	17.3	231.9	19.3	255.9	21.3	263.8	21.9
	40万円	210.8	17.5	234.7	19.5	258.7	21.5	282.6	23.5	290.6	24.2
	50万円	237.5	19.7	261.4	21.7	285.4	23.7	309.3	25.7	317.3	26.4
障害等級2級	20万円	125.9	10.4	149.8	12.4	173.7	14.4	197.7	16.4	205.6	17.1
	30万円	147.2	12.2	171.2	14.2	195.1	16.2	219.0	18.2	227.0	18.9
	40万円	168.6	14.0	192.6	16.0	216.5	18.0	240.4	20.0	248.4	20.7
	50万円	190.0	15.8	213.9	17.8	237.9	19.8	261.8	21.8	269.8	22.4
自営業世帯 (障害基礎年金) (単位:万円)											
障害等級1級	配偶者なし		配偶者のみ		配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		
	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
障害等級1級	103.9	8.6	103.9	8.6	127.8	10.6	151.8	12.6	159.8	13.3	
障害等級2級	83.1	6.9	83.1	6.9	107.1	8.9	131.0	10.9	139.0	11.5	

セールス手帖社保険FPS研究所調べ(2025年4月)

#### 障害年金額早見表における注意事項

- ①この表は2025年4月時点の公的年金制度に基づいて、昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額について作成しています。
- ②子とは、18歳年度末を迎えるまで(または20歳未満で障害等級1級・2級の状態)の子のことです。
- ③公務員等の世帯については、障害の原因が公務や通勤災害によらない場合の金額です。

④障害年金の支給条件等の詳細は、市町村役場・年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。

⑤計算にあたっては2025年4月時点の年金額を使用しており、以後の改定率等は考慮しておりません。

#### 障害年金額早見表の計算条件

- ・障害厚生年金の年金額は、2004年法改正時の年金額計算式(本来水準)で算出しています。
- ・障害厚生年金については、厚生年金の加入期間を25年間(2003年3月以前を35か月、同年4月以降を265か月の計300か月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保証するものではありません。
- ・2003年4月以降は総報酬制の適用を受けますが、本表では賞与総額を全月給の30%とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、年金額に反映しています。
- ・配偶者がいる世帯の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約23.9万円)を含んでいます。
- ・2015年10月より公務員等も厚生年金に加入していますが、同年9月までの旧共済年金の加入期間を有し、その期間中に初診日がある場合には、その加入期間に応じた年金が障害厚生年金に上乗せ支給されるケースがあります。
- ・表中の年金額は、各計算結果の千円未満を切捨て表示していますので、月額を12倍しても年額と一致しないことがあります。
- ・障害年金生活者支援給付金については、考慮しておりません。

# すこやかな未来を保険でつくる。 人生100年時代の新しいカタチ



～一人でも多くのお客様の「笑顔で長生き」を応援するために～

今の時代に寄り添った保障と先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせて、皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。



#### MSAケアとは?

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの最新のラインアップは[こちら](https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/)

<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

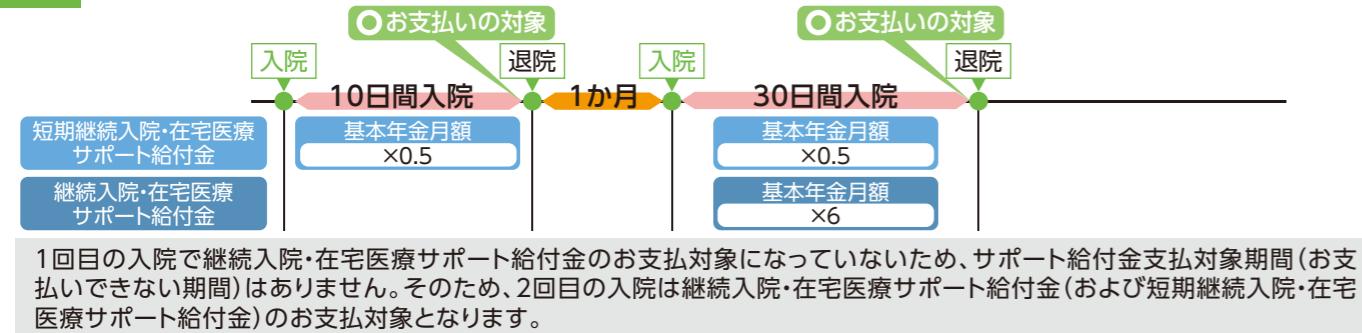


- ※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
- ※サービスの内容は2025年5月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
- ※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認いただけます。
- ※お客様に親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

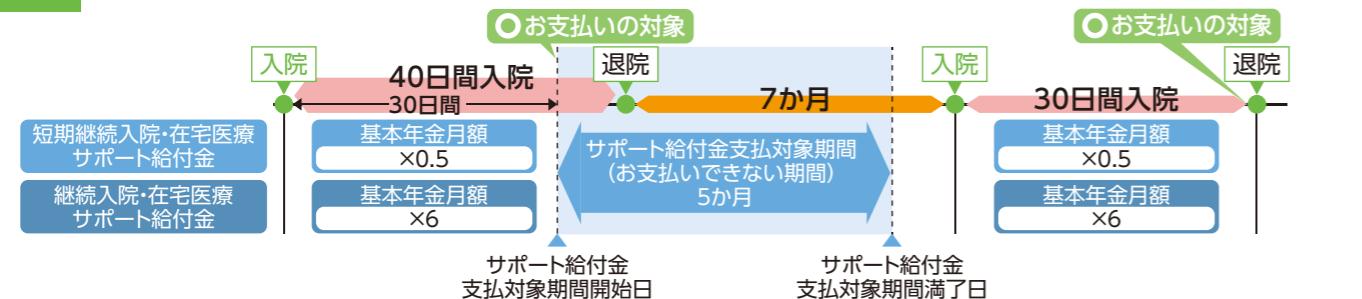
Q1 短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金の受け取りイメージを教えてほしい。

A お受け取りイメージは以下のとおりです。

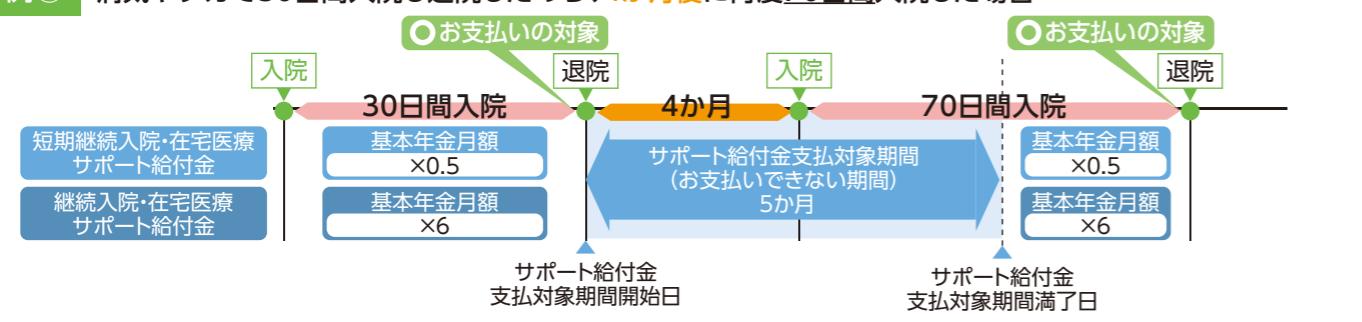
例① 病気やケガで10日間入院し退院したのち、1か月後に再度30日間入院した場合



例② 病気やケガで40日間入院し退院したのち、7か月後に再度30日間入院した場合



例③ 病気やケガで30日間入院し退院したのち、4か月後に再度70日間入院した場合



例④ 病気やケガで30日間入院し退院したのち、4か月後に再度30日間入院した場合



Q2 お支払い対象となる在宅医療とは?

(短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金、ストレス・メンタル疾病サポート一時金)

A 以下のとおりご案内します。

▶ 在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅などにおいて治療に専念することをいいます。

▶ 具体的には、在宅医療を受けた時点において、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料(往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます)に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。

2025年4月現在で該当する診療料や管理指導料等は以下のとおりです。在宅患者診療・指導料は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ・在宅患者訪問診療料(I)    | ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料      |
| ・在宅患者訪問診療料(II)   | ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 |
| ・在宅医学総合管理料       | ・在宅患者共同診療料            |
| ・施設入居時等医学総合管理料   | ・訪問看護指示料              |
| ・在宅がん医療総合診療料     | ・介護職員等喀痰吸引等指示料        |
| ・在宅患者訪問看護・指導料    | ・在宅患者訪問薬剤管理指導料        |
| ・同一建物居住者訪問看護・指導料 | ・在宅患者訪問栄養食事指導料        |
|                  | ・在宅患者連携指導料            |
|                  | ・在宅患者緊急時等カンファレンス料     |
|                  | ・在宅患者共同診療料            |
|                  | ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料        |
|                  | ・外来在宅共同指導料            |
|                  | ・在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料   |

▶ 医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定について、多くは「ガン等の重い病気の終末期医療」や「要介護状態で入通院が難しい場合」等が一般的です。たとえば医師からうつ病と診断され休職し、自宅で療養しているが、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定はされていない場合はお支払いできません。

⚠ 医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料に算定されていてもお支払いできない場合があります。本パンフレットのP.7~8、および「ご契約のしおり・約款」の「年金・給付金等をお支払いできない場合の具体例」もあわせてご確認ください。

Q3 年金・給付金等を受け取れない場合はありますか?

A たとえば次のような場合には、年金・給付金等をお受け取りいただけません。

▶ 故意または重大な過失により、事実を告知されなかったりまたは事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき

例)ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」でお支払事由に該当されたとき

▶ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき

▶ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき

⚠ 詳細につきましては、「注意喚起情報」の「年金・給付金等をお支払いできない場合」および「ご契約のしおり・約款」の「年金・給付金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

Q4 税務上の取扱いは?

A 主な税務上のお取扱いについてご案内します。

#### ■ 生命保険料控除について

▶ お払込みいただいた保険料は、「介護医療保険料控除注」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)

注 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。

#### ■ 年金等の税法上のお取扱いについて

##### ▶ 年金・給付金等に関する非課税扱いについて

被保険者に支払われる高度障害年金、介護・障害就労不能年金、短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金、ストレス・メンタル疾病サポート一時金については、「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に起因して支払いを受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税として取り扱われます。(所得税法施行令第30条)

⚠ 上記、税務上のお取扱いについては2025年4月施行中の税制によります。

今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。